

## 告 示

### 埼玉県告示第二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人フォーライフ

（変更後） 特定非営利活動法人MIFL

三 代表者の氏名

永嶋 玲二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市弁天一丁目二十八番九号

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、高齢者や障害者に対して、福祉・介助・介護に関する事業を行う。また、子ども・青少年に対して健全育成・自立支援を目的とした事業を行い、豊かで充実した地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（変更後） この法人は、社会福祉・心理臨床・介助・介護に関する事業を行う。また、子ども・青少年に対して健全育成・自立支援を目的とした事業を行い、豊かで充実した地域社会づくりに寄与することを目的とする。